

【資料2】

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023） 広報宣伝業務 仕様書

1 委託業務名

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）広報宣伝業務

2 委託業務の目的

令和5年10月28日（土）から31日（火）に開催する第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）への関心や認知度を高めるため、広報キャラバン隊を組織し、県内各地でのPR活動を通して、広く県民の参加を呼びかけ、開催機運の醸成を図るとともに、令和4年11月に神奈川県で開催される「ねんりんピックかながわ2022」においてPR活動を行うことで、選手として参加する全国の方々をはじめ、大会関係者に対してえひめ大会への期待感を高めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）活動実施計画書、活動日報及び例月活動報告書の作成について

ア 活動実施計画書（任意様式）については、毎月末までに翌月の分を作成し、ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会（以下「委託者」という。）へ提出すること。また、活動実施計画書提出後に実施場所や日時等の内容変更が生じた場合は、委託者へ連絡すること。

なお、参加するイベント等は原則として受託者が情報収集の上、候補を選定し、委託者と協議して決めるものとする。業務には、イベント等主催者との調整を含むこととする。

イ 例月活動報告書（任意様式）については、本仕様書5（4）に記載のとおり

ウ 活動日報（別紙様式）については、本仕様書5（5）に記載のとおり

（2）移動車両について

受託者は、移動に使用するため、車両を準備し、スタッフの移動や着ぐるみ等の必要な資材の運搬について責任を持って行うこと。

（3）服飾について

活動に必要な服飾（ポロシャツ、ウインドブレーカー等）については、受託者で製作すること。デザインについては、委託者と受託者が協議の上、決定する。

なお、製作した服飾については、活動時には必ず着用すること。また、大会の品位を落とすような着こなしをしないように、特に注意すること。

（4）イベント会場等でのPR活動の実施について

ア 大会節目イベントや県内のイベント会場、地域行事等におけるPR活動（大会PR、テーマソング、ダンスの普及等）や広報啓発物の配布

※大会テーマソング及びダンスは楽曲、振付が完成次第、ダンスの練習を開始し、準備が整い次第イベント会場、地域行事等において披露すること。

イ 活動開始日は、令和4年7月下旬予定

ウ ねんりんピックかながわ2022（令和4年11月12日（土）から15日（火））におけるステージイベント（10分程度を予定）及びブースでのPR活動

エ PR活動の様子について、大会公式ホームページ及びFacebook等へ掲載するための写真等を含めた更新原稿の作成

オ 委託者が予算の範囲内で製作する啓発グッズ等の一部を提供又は貸与するが、その他に、量産が可能で、幅広い年齢層に大会PRが期待できる啓発グッズ及び必要物品の製作（委託者から提供する啓発グッズの数量や、受託者が製作する物品、仕様、デザイン等については、協議の上、決定するものとする）

※現在、委託者が提供又は貸与可能な啓発グッズ

- ・大会マスコットキャラクター「みきゃん」の着ぐるみ 1体
- ・大会のぼり旗（ポール、スタンド含む）
- ・大会ポスター及びチラシ等の各種印刷物
- ・手提げ用ビニール袋（アームバック）
- ・ポケットティッシュ
- ・不織布マスク
- ・クリアファイル
- ・ボールペン

カ 県民へのPRのほか、各種メディアに取り上げられるような働きかけを積極的に行うこと。

(5) 必要資機材の確保について

各種PR活動に必要な資機材については、全て受託者で準備すること。

(6) 各種イベントにおけるスタッフ業務

委託者が指示するイベント等において、スタッフとして従事するなど、運営における各種支援を実施すること。

(7) 「広報サポーター（仮称）」との連携について

受託者は、活動現場において、広報キャラバン隊の補助を行う「広報サポーター（仮称）」と連携した活動を行うとともに、現場全体の総括を担うこと。

※広報サポーター（仮称）

大会への参加を促進するため、ねんりん世代（60歳以上）の県民を対象に、広報サポーターを募集、委嘱し、県民参加型の広報を行う。

委嘱期間は令和4年9月から大会終了までを予定。

5 業務の実施方法

- (1) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで原則として毎月1回、委託者と業務打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、各業務において実施場所を所管する者と業務実施に係る調整等を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたっては委託者と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。
- (4) 受託者は、活動実施場所毎に、日時、場所、参加者数、配布物数、実施内容を記載（写真も添付）した例月活動報告書（任意様式）を作成し、毎月10日までに前月分の報告を電子データ（メール可）で委託者へ提出すること。
- (5) 本仕様書の4（4）エに記載している事項について、更新原稿として、活動日報（別紙様式）を活動実施日の翌日から起算して2日以内（愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条に規定する休日を除く。）に電子メールにより委託者に提出すること。

6 実施体制等

(1) 業務の実施場所

実施場所は原則愛媛県内各地（ねんりんピックかながわ2022除く）とし、実施地域の偏りが無いよう県内全域で実施すること。

なお、業務実施に必要な移動・宿泊・施設使用等に係る一切の経費は、委託料に含む。

(2) 実施体制

ア 総合責任者（1人）

本事業全般に係る進行計画の策定及び委託者との事務打合せ、スタッフの募集・管理、各業務の進行管理を行う。なお、総合責任者は、受託者と直接的な雇用関係がある者でなければならない。

イ スタッフ（4名以上）

各業務の実施を行う。参加イベント等につき原則4人1組（下記（ア）～（ウ）の通り）でチームを編成した上で、業務を実施すること。

(ア) 着ぐるみ要員 1名

(イ) 現場総括要員 1名

(ウ) グッズ配布、記録及び着ぐるみ補助要員 2名

ウ 事故等のトラブルに対する危機管理体制に十分配慮すること。

(3) 実施期間及びPR活動実施回数

ア 実施期間

令和4年7月下旬（予定）以降から令和5年3月31日まで

イ PR活動実施回数

1月あたり4回程度とし、年間35回以上PR活動を行う。

※1回あたり活動時間は60分程度とする。

ただし、イベント会場等でブース設営を伴う場合は、その限りではない。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託

受託者は、本仕様書4(4)オを除き本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。(4(4)オについて委託する際は、原則愛媛県内の事業者への委託とすること。)

ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、委託者の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者は、本契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、委託者の指示に従うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を、明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明すること。

8 成果物の納入

(1) 事業活動報告書(任意様式):紙媒体2部、電子データ1部

(2) PR活動の様子がわかる写真データ等を収録したCD-R:1部

9 その他

(1) 製作した作品の著作権及び使用権は全て委託者に帰属する。

(2) 本仕様書について疑義のあるとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議を行い、その指示に従うこと。

別紙様式

活 動 日 報

活 動 日 時	
活 動 場 所	
参 加 イ ベ ン ト 名 等	
活 動 記 事	

※HPへの掲載文となります。併せて、活動内容、記事内容がわかる画像を提出してください。